

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
1	生活保護	医療券・調剤券の 交付	保護変更申請書 (傷病届)の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書(傷病届) 様式第12号 ・保護変更申請書(傷病届) 様式第17号	-
2	生活保護	医療券・調剤券の 交付	対象医療機関の指 定の確認	①指定医療機関情報の検索ができること。 ②各個人の医療券発行状況、医療異動及び医療機関情報の検索ができること。 ③マスタ登録にて非指定医療機関情報が登録されている場合は、医療機関等検索時にフラグが立ち、選択時にも警告が表示されるように制御ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、事前意見照会前の②を削除。②は共通機能側にて整理する。 ・②薬局情報の登録・修正・削除・照会できること。  事前意見照会の結果を踏まえ、②③をオプション機能として追加。
3	生活保護	医療券・調剤券の 交付	要否意見書作成	①以下の帳票を作成できること。 ・医療要否意見書 ・精神疾患入院要否意見書 ・生活保護法給付券要否意見書送付書 ・生活保護法給付券要否意見書受領書 ・継続月数バーコード印字票 ②承認期間が容易に登録できるように医療要否意見書にバーコード表示ができること。 ③新規・未発行の給付券要否意見書を一括作成ができること。 ④有効期限が切れる医療券・調剤券の継続の要否意見書を自動的に作成できること。また、自動的に作成するかしないかを選択できること。 ⑤継続分の給付券要否意見書を一括作成ができること。 ⑥送付書作成時に、以下の通り選択し、作成できること。 ・医療券のみの送付書 ・医療要否意見書のみの送付書 ・医療券と医療要否意見書の送付書	事前意見照会の結果を踏まえ、①の以下帳票の名称を変更。 ・精神疾患入院要否意見書(A4両面) ↓ ・精神疾患入院要否意見書  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションに変更。 ・①生活保護法給付券要否意見書送付書  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更。 ・①生活保護法給付券要否意見書受領書 ・⑤継続分の給付券要否意見書を一括作成ができること。
				⑦以下の情報について一覧で確認できること。 ・要否意見書作成対象者 ・要否意見書作成状況(新規・継続・精神疾患・訪問看護) ・要否意見書回収・未回収状況 ・要否意見書は発行しているが、医療券は未作成となっている情報 ・病院の医療機関コード(都道府県コード+点数表コード含む) ・意見書の種別(医療要否意見書か給付券要否意見書か) ・新規継続区分(生活保護新規・生活保護継続) ・病種(精神病か一般病か歯科か) ※医科か歯科かは点数表コードで判断できれば良い。 ・種類(外来か入院か訪問看護か) ・発行日 ・承認期間(始期・終期) ・医療の要否(未承認の医療要否意見書と同意で要か否か破棄か) ※複数のパラメータ管理ができれば良い。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下帳票を削除。 ・①生活保護法要否意見書送付状 ・①訪問看護要否意見書  事前意見照会の結果を踏まえ、⑤を③の前に移動。 ③継続分の給付券要否意見書を一括作成ができること。 ⑤有効期限が切れた給付券の要否意見書を自動的に作成できること。また、自動的に作成するかしないかを選択できること。  事前意見照会の結果を踏まえ、③の説明文の内容を変更。 ・③有効期限が切れた給付券の要否意見書を自動的に作成できること。また、自動的に作成するかしないかを選択できること。 ↓ ・③有効期限が切れる医療券・調剤券の継続の要否意見書を自動的に作成できること。また、自動的に作成するかしないかを選択できること。  事前意見照会の結果を踏まえ、③のオプション機能として追加。 ③新規・未発行の給付券要否意見書を一括作成ができること。  事前意見照会の結果を踏まえ、⑦一覧で確認できることの名称を変更。 ↓ ・未承認の医療要否意見書 ↓ ・要否意見書は発行しているが、医療券は未作成となっている情報
					事前意見照会の結果を踏まえ、⑦一覧で確認できることに必須機能を追加。 ・要否意見書作成対象者  事前意見照会の結果を踏まえ、一覧で確認できることにオプション機能として追加。 ・病院の医療機関コード(都道府県コード+点数表コード含む) ・意見書の種別(医療要否意見書か給付券要否意見書か) ・新規継続区分(生活保護新規・生活保護継続) ・病種(精神病か一般病か歯科か) ※医科か歯科かは点数表コードで判断できれば良い。 ・種類(外来か入院か訪問看護か) ・発行日 ・承認期間(始期・終期) ・医療の要否(未承認の医療要否意見書と同意で要か否か破棄か) ※複数のパラメータ管理ができれば良い。
4	生活保護	医療券・調剤券の 交付	要否意見書回答登 録	①給付券要否意見書の回答を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・承認期間(始期・終期) ・返券・治癒等による医療終了 ・回収 ・継続 ・回答(未回答・継続・受理・開始・転帰・未使用) ・受理日の登録継続年月 ・継続期間 ・傷病名(レセプト疾患コード別選択) ・転帰日 ・転帰理由 ・転帰決裁日 ・退院理由 ・回答日 ・医療要否(未承認の医療要否意見書と同意で要か否か破棄か) 等 ②給付券要否意見書の回答については、バーコードによる処理ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更。 ・①給付券要否意見書の回答を登録・修正・削除・照会できること。  事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目を修正。 【修正】 ・承認期間 ↓ ・承認期間(始期・終期)  事前意見照会の結果を踏まえ、必須機能として追加。 【必須機能として追加】(複数自治体で要望が挙がったため。) ・傷病名(レセプト疾患コード別選択) ・回答日

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				③医療券・調剤券情報の登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・認定区分 ・券種 ・医療機関（医療機関コード含む） ・関係医療機関（訪問看護時想定 医療機関コード含む） ・病種（精神病か一般病か歯科か） ・種類（外来か入院か訪問看護か） ・単併別 ・入院理由（入外を入としたときのみ） ・退院区分 ・転帰理由 ・診療開始日 ・診療終了日 ・処理区分（個別発行・一括発行・夜間バッチ） 等	事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目をオプションとして追加。 【オプション機能として追加】 ・回答（未回答・継続・受理・開始・転帰・未使用） ・受理日の登録継続年月 ・継続期間 ・転帰日 ・転帰理由 ・転帰決裁日 ・退院理由 ・医療要否（未承認の医療要否意見書と同意で要か否か破棄か）  事前意見照会の結果を踏まえ、③の機能を必須として追加。 ・③医療券・調剤券情報の登録・修正・削除・照会できること。
5	生活保護	医療券・調剤券の 交付	本人支払額・他法 情報の登録	①以下の情報について、一覧で確認できること。 ・本人支払額確認用のリスト ・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト ②医療要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・他法情報 ・本人支払額 等 ③本人支払額を遡及して変更できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、作業名を変更。 ・本人支払額の登録→本人支払額・他法情報の登録  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能は保護開始・保護決定側の機能として整理 ・保護決定で発生した本人支払額を超過した場合、警告表示を行うことができること。 ・警告表示を確認後に登録できること。 ・本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること。  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①以下の情報について、一覧で確認できること。 ・本人支払額確認用のリスト ・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト
					事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能を必須として追加。 ②医療要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること 【管理項目】 ・他法情報 ・本人支払額 等  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションとして追加。 ・③本人支払額を遡及して変更できること。
6	生活保護	医療券・調剤券の 交付	診療依頼書作成	①以下の帳票を作成できること。 ・診療依頼書（入院外）	-
7	生活保護	医療券・調剤券の 交付	給付券作成	①以下の帳票を作成できること。 ・生活保護法医療券・調剤券 ・医療券送付書 ・医療券受領書 ・訪問看護に係る利用料請求書 ・医療券連名簿（連名医療券） ・調剤券連名簿（連名調剤券） ・生活保護法給付券送付書 ・生活保護法給付券受領書 ・医療券転帰通知書（兼受領書） ・調剤券転帰通知書（兼受領書） ・調剤券送付書 ・調剤券受領書 ・医療調書（所内連絡用） ・医療扶助台帳 ・年度給付券交付台帳 ②医療券・調剤券の連名簿の一括作成ができること。 ③継続医療券の一括作成ができること。 ④継続医療券・継続調剤券について、医療機関ごとの前月の作成履歴をもとに、該当者をチェックし当月の医療券・調剤券を作成できること。 ⑤医療券・調剤券の発行保留ができること。 ⑥廃止ケースについて、保護受給期間内の医療券・調剤券の作成ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の帳票について修正。 【削除】 ・医療券送付状 ・調剤券送付状  【要件種別の変更（オプションから必須）】 ・医療券連名簿（連名医療券） ・調剤券連名簿（連名調剤券） ・生活保護法給付券受領書  【要件種別の変更（必須からオプション）】 ・医療券送付書 ・生活保護法給付券送付書 ・調剤券送付書

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				<p>⑦医療券・調剤券の作成は遡及認定分を含めて個別、一括管理・処理が可能ないように制御できること。</p> <p>⑧民法で定める請求期間外については医療券・調剤券の作成ができないように制御できること。</p> <p>⑨医療機関ごとの前月の作成歴には、現時点で停止・廃止している世帯員のものであれば、作成できない制御ができること。</p> <p>⑩医療券の作成については、以下の認定区分を設定できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療要否意見書（意見書の交付番号含む）</li> <li>・傷病届</li> <li>・本人連絡</li> <li>・病院連絡</li> <li>・過誤調整</li> <li>等</li> </ul> <p>⑪医療券認定と同時に新規医療要否意見書の処理ができること。</p> <p>⑫医療券の認定と同時に「長期入院患者に係る診療報酬請求書」の作成処理、管理が可能によう制御できること。</p> <p>⑬医療券・調剤券の集合券一括発行時と一括発行前に以下チェックが行われるよう制御ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・券種が「単独」で社保/他法情報の登録がある場合</li> <li>・券種が「併用」で社保/他法情報の登録がない場合</li> <li>・対象の医療機関等が、指定の期間外（廃止・停止）の場合</li> <li>・医療券の発券がなく、調剤券の発行予定となっている場合</li> <li>・関連機関の医療機関への医療券の発券がなく、訪問看護の券が出力予定となっている場合</li> <li>・後期高齢者医療保険対象者で社保情報の登録がある場合</li> <li>・医療機関が非指定の医療機関の場合</li> <li>・医療券・調剤券の対象期間が保護受給期間以外の場合</li> </ul> <p>⑭他法と併用している医療扶助の場合は医療券、調剤券に併用である旨の表示ができること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能を追加。</p> <p>【必須として機能追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②医療券・調剤券の連名簿の一括作成ができること。</li> <li>・⑤医療券・調剤券の発行保留ができること。</li> <li>・⑥廃止ケースについて保護受給期間内の医療券・調剤券の作成ができること。</li> <li>・⑭他法と併用している医療扶助の場合は医療券、調剤券に併用である旨の表示ができること。</li> <li>・⑯他法と生活保護法との併用請求時には併用券が作成できること。</li> <li>・⑰調剤薬局を登録する際に処方箋を出した医療機関を登録し、調剤券に医療機関名称が表示できること。</li> <li>・⑱以下の情報について、一覧で確認できること。（1点目）</li> </ul> <p>【オプションとして機能追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・④継続医療券・継続調剤券について、医療機関ごとの前月の作成歴をもとに、該当者をチェックし当月の医療券・調剤券を作成できること。</li> <li>・⑦医療券・調剤券の作成は遡及認定分を含めて個別、一括管理・処理が可能によう制御できること。</li> <li>・⑧民法で定める請求期間外については医療券・調剤券の作成ができないように制御できること。</li> <li>・⑨医療機関ごとの前月の作成歴には、現時点で停止・廃止している世帯員のものであれば、作成できない制御ができること。</li> </ul>
				<p>⑮医療券・調剤券作成時に他法情報が入力されている場合は注意喚起のためアラート出力が行えるように制御できること。</p> <p>⑯他法と生活保護法との併用請求時には併用券が作成できること。</p> <p>⑰調剤薬局を登録する際に処方箋を出した医療機関を登録し、調剤券に医療機関名称が表示できること。</p> <p>⑱以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間が過ぎていて廃止されていない医療券・調剤券が存在する場合</li> <li>・既に入院の医療扶助が登録されている世帯員に対し、新たに「入院」「入院外」「施術」「歯科」「訪問看護」の医療扶助を登録しようとした場合</li> <li>・医療扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力された場合</li> <li>・医療券・調剤券即時発券時に生活保護の受給期間外の医療券を発券しようとした場合</li> </ul> <p>⑲送付書作成時に、以下の通り選択し、作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療券のみの送付書</li> <li>・医療要否意見書のみの送付書</li> <li>・医療券と医療要否意見書の送付書</li> </ul> <p>⑳医療券の作成状況について返戻、再発行の処理、管理ができること。</p> <p>㉑医療券の作成について以下の項目の変更、変更後の医療券の再作成ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療終了日、転帰（治癒・死亡・転・退院・中止・取消）、本人支払額</li> <li>・保護の停止・廃止後も受給期間中の医療券の遡及認定処理ができること。</li> </ul>	<p>【オプションとして機能追加】（前段からの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑩医療券の作成については、以下の認定区分を設定できること。</li> <li>・⑪医療券認定と同時に新規医療要否意見書の処理ができること。</li> <li>・⑫医療券の認定と同時に「長期入院患者に係る診療報酬請求書」の作成処理、管理が可能によう制御できること。</li> <li>・⑬医療券・調剤券の集合券一括発行時と一括発行前に以下チェックが行われるよう制御ができること。</li> <li>・⑮医療券・調剤券作成時に他法情報が入力されている場合は注意喚起のためアラート出力が行えるように制御できること。</li> <li>・⑱以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示できること。</li> <li>・⑲医療券の作成状況について返戻、再発行の処理、管理ができること。</li> <li>・⑳医療券の作成について以下の項目の変更、変更後の医療券の再作成ができること。</li> <li>・㉑保護の停止・廃止後も受給期間中の医療券の遡及認定処理ができること。</li> <li>・㉒医療券の有効期間の修正ができること。</li> <li>・㉓医療機関から返信された受領書をもとに医療券・調剤券の転帰の一括登録ができること。</li> <li>・㉔「開始」「継続」「転帰」「中断」「修正」の情報を入力できること。</li> </ul>
				<p>㉕医療券の有効期間の修正ができること。</p> <p>㉖医療機関から返信された受領書をもとに医療券・調剤券の転帰の一括登録ができること。</p> <p>㉗「開始」「継続」「転帰」「中断」「修正」の情報を入力できること。</p> <p>㉘以下の情報について、一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療券・調剤券作成状況</li> <li>・医療券・調剤券送付状況</li> <li>・⑬のチェック結果</li> <li>・医療機関・調剤薬局ごとの医療券・調剤券の作成状況</li> <li>・給付券情報（診療種別、病種、診療期間、後保区分、単・併用区分、地区、担当CW）</li> <li>・各種給付券、各種意見書の発行日別の発行枚数の集計結果</li> </ul>	<p>【オプションとして機能追加】（前段からの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・㉘以下の情報について、一覧で確認できること。（1点目以外）</li> </ul>
8	生活保護	医療券・調剤券の交付	給付券廃止・停止	<p>①以下の場合、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の廃止</li> <li>・停止決定</li> <li>・保護開始日より前の診療開始日が登録されているもの</li> <li>・医療機関の廃止（休止含む）</li> <li>・他法の有効期限終了後に発行予定の券</li> </ul> <p>②医療機関の名称変更や医療法人化に伴い、指定医療機関等の登録が廃止、開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した医療機関での発券履歴として管理できること。</p> <p>③廃止ケースの保護受給期間内の医療券、調剤券の作成ができること。</p> <p>④廃止、停止等の変更があった場合、継続的に医療券を出力していた医療機関のリストを作成できること。</p> <p>⑤有効期間が過ぎていて転帰されていない医療券、調剤券が存在する場合、確認メッセージが表示されるように制御できること。</p> <p>⑥個別に医療券の転帰、中断、転帰取り消しができること。</p> <p>⑦転帰の場合、保護決定調書が作成できること。</p> <p>⑧転帰の場合、転帰日、転帰理由（治癒、中止、死亡、廃止、入院に変更、外来に変更）、退院理由（退院廃止、入から外、退院他、転院）が入力できること。</p> <p>⑨中断の際には、中断月、再開月が入力できること。</p> <p>⑩転帰取り消しについて、すでに決定調書が発行されている場合に、取り消し不可の警告が表示され、入力できないように制御ができること。</p> <p>⑪医療券を転帰した場合、その医療機関に紐づいた調剤薬局についても自動で転帰処理できること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の記載ぶりを変更。要件種別を必須に変更。</p> <p>①保護の廃止・停止決定により、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御ができること。</p> <p>↓</p> <p>①以下の場合、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の廃止</li> <li>・停止決定</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の条件に以下をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護開始日より前の診療開始日の登録</li> <li>・医療機関の廃止（休止含む）</li> <li>・他法の有効期限終了後の発行予定の券</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、②～④をオプションとして追加。</p>
				<p>⑫医療機関に紐づいた複数の調剤薬局のうち任意の調剤薬局のみを転帰する場合は、その調剤薬局を個別に指定し転帰処理できること。</p> <p>⑬保護の廃止・停止決定した場合、医療券の転帰処理及び帳票が自動作成できること。</p> <p>⑭遡って保護の廃止・停止した場合、すでに医療券・調剤券を発行した指定医療機関一覧が自動作成できること。</p>	



#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
9	生活保護	治療材料券の交付	保護変更申請書 (傷病届)の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書(傷病届)様式第12号	-
10	生活保護	治療材料券の交付	対象医療機関の指定の確認	①指定医療機関情報の検索ができること。	-
11	生活保護	治療材料券の交付	要否意見書作成	①以下の帳票を作成できること。 ・給付要否意見書(所要経費概算見積書) ②承認期間が容易に登録できるように給付要否意見書(所要経費概算見積書)にバーコード表示ができること。 ③継続分の給付要否意見書(所要経費概算見積書)を一括作成ができること。 ④給付要否意見書(所要経費概算見積書)について検索、一覧表作成ができること。 ⑤有効期限が切れた給付券の給付要否意見書(所要経費概算見積書)を自動的に作成できること。また、自動的に作成するかしないかを選択できること。 ⑥以下の情報について一覧で確認できること。 ・給付要否意見書(所要経費概算見積書)作成状況 ・給付要否意見書(所要経費概算見積書)回収・未回収状況	意見照会の結果を踏まえ、①、④、⑥の要件種別を変更。
12	生活保護	治療材料券の交付	要否意見書回答登録	①給付要否意見書の回答を登録・修正・削除・照会できること 【管理項目】 ・有効期間 ・返券・治癒等による医療終了 ・回収 等 ②給付要否意見書の回答については、バーコードによる処理ができること。	意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。 ・①の管理項目の名称を一部変更(承認期間→有効期間) ・①の管理項目を一部削除(継続)
13	生活保護	治療材料券の交付	本人支払額の登録	①以下の情報について、一覧で確認できること。 ・本人支払額確認用のリスト ・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト ②医療要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・本人支払額 等	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①以下の情報について、一覧で確認できること。 ・本人支払額確認用のリスト ・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能は保護開始・保護決定側の機能として整理 ・保護決定で発生した本人支払額を超過した場合、警告表示を行うことができること。 ・警告表示を確認後に登録できること。  治療材料券は継続して発行するという考え方がないため、以下の機能を削除。 ・本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること
14	生活保護	治療材料券の交付	給付券作成	①以下の帳票を作成できること。 ・給付要否意見書(所要経費概算見積書) ・治療材料券・治療材料費請求明細書 ・治療材料券送付書 ・治療材料受領書 ②以下の情報について、一覧で確認できること。 ・治療材料券作成状況 ・治療材料券回収・未回収状況 ③廃止ケースについて保護受給期間内の作成が行えること。 ④意見書の回答登録がされていない場合は給付券を発行しないように制御できること。 ⑤給付券が発行されていない場合は扶助の決定(支払)を実行しないように制御できること。 ⑥給付券について、支払までの進捗管理が行えること。 【管理機能】 ・回答日 ・支払日 等	事前意見照会の結果を踏まえ、①の下記帳票の要件種別を変更。 ・治療材料券送付書 ・治療材料受領書 事前意見照会の結果を踏まえ、①の下記帳票を削除。 ・治療材料券送付状 事前意見照会の結果を踏まえ、②の要件種別を変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能を必須で追加。 ・③廃止ケースについて保護受給期間内の作成が行えること。 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・④意見書の回答登録がされていない場合は給付券を発行しないように制御できること ・⑤給付券が発行されていない場合は扶助の決定(支払)を実行しないように制御できること ⑥給付券について、支払までの進捗管理が行えること。 【管理機能】 ・回答日 ・支払日 等
15	生活保護	施術券の交付	保護変更申請書 (傷病届)の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書(傷病届)様式第12号	-
16	生活保護	施術券の交付	対象施術機関等の指定の確認	①施術機関、指定施術者の情報の検索が可能であること。	事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正 ・①施術機関情報の検索が可能であること。 ↓ ・①施術機関、指定施術者の情報の検索が可能であること。  事前意見照会の結果を踏まえ、作業名を以下の通り修正 ・対象医療機関の指定の確認 ↓ ・対象施術機関等の指定確認

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
17	生活保護	施術券の交付	要否意見書作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）</li> <li>・給付要否意見書（柔道整復）</li> <li>・生活保護法給付券要否意見書送付書</li> <li>・生活保護法給付券要否意見書受領書</li> </ul> <p>②あらかじめ要否意見書作成対象者を抽出し、確認できること。</p> <p>③送付書作成時に、以下の通り選択し、作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術券のみの送付書</li> <li>・給付要否意見書のみの送付書</li> <li>・施術券と給付要否意見書の送付書</li> </ul> <p>④給付要否意見書にバーコード表示ができること。</p> <p>⑤以下の情報について一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付種類（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）</li> <li>・交付日</li> <li>・医療機関（同意医師 医療機関）</li> <li>・給付機関</li> <li>・受理状況</li> <li>・新規継続区分（生活保護新規・生活保護継続）</li> <li>・発行日</li> <li>・承認期間（始期・終期）</li> <li>・回収（受理）・未回収状況</li> <li>・給付の要否（要か否か破棄か）</li> <li>・⑤以下の情報について一覧で確認できること。</li> <li>・給付要否意見書発行状況</li> </ul>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を変更</p> <p>⑤以下の情報について一覧で確認できること。</p> <p>【文言を修正し、必須に変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付種類（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）</li> <li>・交付日</li> <li>・医療機関（同意医師 医療機関）</li> <li>・給付機関、受理状況</li> </ul> <p>【オプションで追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規継続区分（生活保護新規・生活保護継続）</li> <li>・発行日</li> <li>・承認期間（始期・終期）</li> <li>・回収（受理）・未回収状況</li> <li>・給付の要否（要か否か破棄か）</li> <li>・⑤以下の情報について一覧で確認できること。</li> <li>・給付要否意見書発行状況</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護給付券要否意見書送付書</li> </ul>
					<p>事前意見照会結果を踏まえ、以下の機能を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法要否意見書送付状</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正し必須に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③送付書は施術券のみの送付書、要否意見書のみの送付書、施術券と要否意見書複合の送付書から作成時に選択ができること。</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③送付書作成時に、以下の通り選択し、作成できること。</li> <li>・施術券のみの送付書</li> <li>・給付要否意見書のみの送付書</li> <li>・施術券と給付要否意見書の送付書</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法給付券要否意見書受領書</li> <li>・②あらかじめ要否意見書作成対象者を抽出し、確認できること。</li> </ul>
18	生活保護	施術券の交付	要否意見書回答登録	<p>①給付券要否意見書の回答を登録・修正・削除・照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認期間（始期・終期）</li> <li>・返券・治癒等による施術終了</li> <li>・回収（受理）日</li> <li>・新規・継続</li> <li>・給付の要否（要か否か破棄か）</li> <li>等</li> </ul> <p>②給付券要否意見書の回答については、バーコードによる処理ができること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目に対し以下の対応を実施</p> <p>【文言を修正し、必須に変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①給付券要否意見書の回答を登録・修正・削除・照会できること</li> <li>・承認期間（始期・終期）</li> <li>・返券・治癒等による医療終了</li> <li>・回収（受理）日</li> <li>・継続</li> <li>等</li> </ul> <p>【オプションで追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付の要否（要か否か破棄か）</li> </ul>
19	生活保護	施術券の交付	本人支払額の登録	<p>①以下の情報について、一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人支払額確認用のリスト</li> <li>・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト</li> </ul> <p>②施術要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人支払額</li> <li>等</li> </ul>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①以下の情報について、一覧で確認できること。</li> <li>・本人支払額確認用のリスト</li> <li>・本人支払額において、前月と金額が異なる対象者リスト</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能は保護開始・保護決定側の機能として整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護決定で発生した本人支払額を超過した場合、警告表示を行うことができること。</li> <li>・警告表示を確認後に登録できること。</li> <li>・本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること</li> </ul>
20	生活保護	施術券の交付	給付券作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術券（あん摩・マッサージ）</li> <li>・施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）</li> <li>・施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）</li> <li>・生活保護法給付券送付書</li> <li>・生活保護法給付券受領書</li> </ul> <p>・施術券の発行状況、送付状況について一覧で確認できること。</p> <p>・廃止ケースについて、保護受給期間内の施術券の作成が行えること。</p> <p>・任意の施術機関の一括処理が行えること。</p> <p>②施術券の保留処理が行えること。</p> <p>③発行日別、施術機関別に施術券の発行枚数を集計できること。</p> <p>・受給者番号・受診状況・診療別等で検索をかけて給付券情報の検索が行えること。</p> <p>④以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間が過ぎていて廃止されていない施術券が存在する場合</li> <li>・医療扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力された場合</li> <li>・施術券即時発券時に生活保護の受給期間外の施術券を発券しようとした場合</li> </ul>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術券の発行状況、送付状況について一覧で確認できること。</li> <li>・廃止ケースについて、保護受給期間内の施術券の作成が行えること。</li> <li>・④以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。</li> <li>・有効期間が過ぎていて廃止されていない施術券が存在する場合</li> <li>・医療扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力された場合</li> <li>・施術券即時発券時に生活保護の受給期間外の施術券を発券しようとした場合</li> </ul> <p>事前意見照会結果を踏まえ、以下の機能を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の施術券突合処理に対応する数パターンの受給者番号設定が可能であり、それぞれ任意設定ができること。</li> <li>・施術券を直接印刷しないでファイル保存することができ、電子帳票としても利用できると。</li> </ul>

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				⑤以下の情報について一覧で確認できること。 ・費用集計表（債主別明細） ・給付券交付台帳 ・給付券交付処理簿 ・給付券発行一覧表 ⑥意見書の回答登録がされていない場合は給付券を発行しないように制御できること。 ⑦給付券が発行されていない場合は扶助の決定（支払）を実行しないように制御できること。 ⑧給付券について、支払までの進捗管理が行えること。 【管理機能】 ・回答日 ・支払日 等	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加 ・⑤以下の情報について一覧で確認できること。 ・費用集計表（債主別明細） ・給付券交付台帳 ・給付券交付処理簿 ・給付券発行一覧表 ・⑥意見書の回答登録がされていない場合は給付券を発行しないように制御できること ・⑦給付券が発行されていない場合は扶助の決定（支払）を実行しないように制御できること  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加 ・⑧給付券について、支払までの進捗管理が行えること。 【管理機能】 ・回答日 ・支払日 等
21	生活保護	施術券の交付	給付券廃止・停止	①保護の廃止・停止決定により、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。 ②施術者の廃止（休止含む）により、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。 ③他法の有効期限終了後の発行予定の券については、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①保護の廃止・停止決定により、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・②施術者の廃止（休止含む）により、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。 ・③他法の有効期限終了後の発行予定の券については、自動的に発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。
22	生活保護	移送の給付申請	保護変更申請書（傷病届）の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書（傷病届）様式第12号	
23	生活保護	移送の給付申請	給付要否意見書の作成	①給付要否意見書（所要経費概算見積書）の登録・修正・削除・照会が可能であること。 その際以下の項目の管理が可能であること。 【管理項目】 ・給付開始日 ・医療機関 ・承認期間（始期・終期） ・回収（受理）日 ・給付要否（要か否か破棄か） 等 ②以下の帳票を作成できること。 ・給付要否意見書（所要経費概算見積書） ③給付要否意見書（所要経費概算見積書）のバーコード認定処理が行えること。 ④以下の情報について一覧で確認できること。 ・給付要否意見書発行情報 ⑤医療移送費の実績検索が行えること。 ⑥医療移送費の承認が行えること。	事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目に対し以下の対応を実施【オプションとして追加】 ・承認期間（始期・終期） ・回収（受理）日 ・給付要否（要か否か破棄か）  事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正、必須化 ・④給付意見書（所要経費概算見積書）について一覧で確認できること。 ↓ ・④以下の情報について一覧で確認できること。 ・給付要否意見書発行情報  事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・⑤医療移送費の実績検索が行えること。 ・⑥医療移送費の承認が行えること。
24	生活保護	病状調査及び指導	訪問調査票発行対象者の抽出(実態調査)	①医療扶助を受けている被保護者から、実態調査を実施する対象者を抽出できること。 ②実態調査を実施する対象者について医療機関への訪問予定を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・訪問年月日 ・訪問担当者 ・病状区分（一般入院・一般外来・施設・精神入院・精神外来） ・回答状況（未回答・回答済） 等	事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目に対し以下の対応を実施【オプションとして追加】 ・病状区分（一般入院・一般外来・施設・精神入院・精神外来） ・回答状況（未回答・回答済）
25	生活保護	病状調査及び指導	訪問調査依頼書の作成(実態調査)	①以下の帳票を作成できること。 ・入院・主治医訪問調査依頼書の発行伺 ・入院・主治医訪問調査依頼書 ②訪問調査依頼書を発行した対象者について、一覧で確認できること。	
26	生活保護	病状調査及び指導	訪問調査票の作成(実態調査)	①以下の帳票を作成できること。 ・主治医訪問調査票	
27	生活保護	病状調査及び指導	長期入院患者・長期外来患者の抽出	①長期入院患者・長期外来患者を抽出できること。 ・長期入院患者の把握は、医療扶助の始期ではなく実際の入院日から換算すること。 ②以下の情報について一覧で確認できること。 ・長期入院患者 ・長期外来患者	全体での平仄を統一するため、以下のとおり変更 ②長期入院患者、長期外来患者を一覧で確認できること。 ↓ ②以下の情報について一覧で確認できること。 ・長期入院患者 ・長期外来患者

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
28	生活保護	病状調査及び指導	長期外来患者指導台帳の作成(長期外来患者実態把握)	①以下の帳票を作成できること。 ・長期外来患者指導台帳	
29	生活保護	病状調査及び指導	長期入院患者の登録(長期入院患者実態把握)	①長期入院患者を登録・修正・削除・照会できること。	
30	生活保護	病状調査及び指導	診療報酬明細の登録(長期入院患者実態把握)	①長期入院患者の診療報酬明細を登録・修正・削除・照会できること。	
31	生活保護	病状調査及び指導	長期入院患者調査票の作成(長期入院患者実態把握)	①以下の帳票を作成できること。 ・入院訪問調査票 ②以下の情報について一覧で確認できること。 ・長期入院患者の調査項目	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・②以下の情報について一覧で確認できること。 ・長期入院患者の調査項目
32	生活保護	病状調査及び指導	例外的給付対象者台帳の作成(長期入院患者実態把握)	①以下の帳票を作成できること。 ・例外的給付対象者台帳	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・例外的給付対象者台帳
33	生活保護	病状調査及び指導	診療報酬請求書の作成(長期入院患者実態把握)	①以下の帳票を作成できること。 ・長期入院患者に係る診療報酬請求書	
34	生活保護	病状調査及び指導	レセプトデータの読込	①レセプト管理システムのレセプトデータを取り込み、生活保護システム上でレセプト情報の参照が出来ること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①レセプト管理システムのレセプトデータを取り込み、生活保護システム上でレセプト情報の参照が出来ること。
35	生活保護	病状調査及び指導	レセプトデータの登録	①レセプト管理システムから取り込んだレセプトデータの登録ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①レセプト管理システムから取り込んだレセプトデータの登録ができること。
36	生活保護	病状調査及び指導	頻回受診者指導台帳の作成	①受診状況把握対象者について一覧で確認できること。 ②以下の帳票を作成できること。 ・頻回受診者指導台帳	
37	生活保護	病状調査及び指導	医療費集計表等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・医療費集計表 ・重複受診者名簿 ②頻回受診指導対象者について一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・医療費集計表
38	生活保護	病状調査及び指導	レセプトデータの読込	①レセプト管理システムのレセプトデータを取り込み、生活保護システム上でレセプト情報の参照ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・①レセプト管理システムのレセプトデータを取り込み、生活保護システム上でレセプト情報の参照が出来ること。
39	生活保護	病状調査及び指導	ジェネリック通知書データの読込	①レセプト管理システムのジェネリック通知データを取り込み、生活保護システム上でレセプト情報の参照ができること。 ②ジェネリックシェア率を算出できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・②ジェネリックシェア率を算出できること。
40	生活保護	病状調査及び指導	医療費通知書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・医療費通知書 ・ジェネリック通知書 ②以下の情報について一覧で確認できること。 ・医療費通知書、ジェネリック通知書の発行状況 ・頻回転院患者	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能を追加、文言修正 ・②医療費通知書、ジェネリック通知書の発行状況について一覧で確認できること。 ↓ ・②以下の情報について一覧で確認できること。 ・医療費通知書、ジェネリック通知書の発行状況 ・頻回転院患者
41	生活保護	指定医療機関等の指定	新規・廃止・変更登録	①指定医療機関等を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・指定医療機関情報(名称+所在地+電話番号+FA番号) ・医療機関コード(都道府県コード+点数表コード) ・指定年月日 ・廃止年月日 ・変更年月日 ・休止年月日 ・再開年月日 ・有効期限日 ・診療科目 ・開設者 ・開設者住所 ・病床数 ・備考 ・振込先口座 ・登録事由 ・医療機関番号(厚生局の指定番号) 等	都道府県、政令市、中核市以外の自治体の医療扶助指定機関のマス管理機能については共通機能として整理いたします  事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目に対し以下の対応を実施 【修正】 ・指定医療機関情報⇒指定医療機関情報(名称+所在地+電話番号+FA番号) 【追加】 ・医療機関コード(都道府県コード+点数表コード) ・休止年月日 ・再開年月日 ・有効期限日 ・診療科目 ・開設者住所 ・病床数 ・備考 ・振込先口座 ・医療機関番号(厚生局の指定番号)



#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				②施術者、助産師情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・指定施術者・助産師情報（氏名+住所+電話番号+ F A X 番号） ・マスタ管理コード ・指定年月日 ・廃止年月日 ・変更年月日 ・休止年月日 ・再開年月日 ・種類（柔道整復、あん摩マッサージ、はり・きゅう、助産師） ・開設者 ・開設者住所 ・備考 ・振込先口座 ・登録事由 等 ③以下について一覧で確認できること。 ・廃止・停止となった医療機関に医療券等が発券されている被保護者情報 ・廃止・停止となった医療機関に支給先が登録されている被保護者・該当機関情報 ・生活保護システムに登録されている医療機関と指定更新情報の突合結果 ・生活保護システムに登録されている医療機関と指定・廃止・変更・停止・再開・辞退情報の突合結果 ・指定医療機関、施術者、助産師情報	・指定施術者・助産師情報（氏名+住所+電話番号+ F A X 番号） ・マスタ管理コード ・指定年月日 ・廃止年月日 ・変更年月日 ・休止年月日 ・再開年月日 ・種類（柔道整復、あん摩マッサージ、はり・きゅう、助産師） ・開設者 ・開設者住所 ・備考 ・振込先口座 ・登録事由 等 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ③以下について一覧で確認できること。 ・廃止・停止となった医療機関に医療券等が発券されている被保護者情報 ・廃止・停止となった医療機関に支給先が登録されている被保護者・該当機関情報 ・生活保護システムに登録されている医療機関と指定更新情報の突合結果 ・生活保護システムに登録されている医療機関と指定・廃止・変更・停止・再開・辞退情報の突合結果 ・指定医療機関、施術者、助産師情報
42	生活保護	指定医療機関等の指定	指定業務通知書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・指定業務通知書 ②以下について一覧で確認できること。 ・登録事由毎の医療機関情報 ・登録事由毎の施術者・助産師情報	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・②以下について一覧で確認できること。 ・登録事由毎の医療機関情報 ・登録事由毎の施術者・助産師情報
43	生活保護	医療レセプト審査・支払	レセプト管理システム取込用データ作成	①被保護者情報、医療券情報をレセプト管理システムに取り込むためのCSVファイルを作成できること。	-
44	生活保護	医療レセプト審査・支払	レセプト管理システムで突合した結果の取込	①レセプト管理システムデータと生活保護システムデータの突合した結果を取り込めること。 ②以下情報について、一覧で確認できること。 ・診療報酬請求非該当 ・医療券未発行請求 ・医療単併エラー請求 ・医療本人支払額エラー請求 ・エラーリスト ・重複（二重）請求エラー ・医療機関コード非該当請求一覧 ・医療受給者番号非該当請求一覧 ・医療請求点数未入力一覧 ・高額療養費疑義一覧 ・食事療養費負担額疑義一覧 ・自立支援医療（精神・更生通院医療）疑義一覧 ・被保護者データ ・医療券データ	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を変更 ・②以下情報について、一覧で確認できること。 【必須化】 ・診療請求非該当 ・医療券未発行請求 ・医療単併エラー請求 ・医療本人支払額エラー請求 【必須で追加】 ・エラーリスト 【オプションで追加】 ・重複（二重）請求エラー ・医療機関コード非該当請求一覧 ・医療受給者番号非該当請求一覧 ・医療請求点数未入力一覧 ・高額療養費疑義一覧 ・食事療養費負担額疑義一覧 ・自立支援医療（精神・更生通院医療）疑義一覧 ・被保護者データ ・医療券データ
45	生活保護	医療レセプト審査・支払	突合結果の確認・修正	①レセプト管理システムデータと生活保護システムデータの突合エラーで発生した金額の不一致を修正できること。	-
46	生活保護	医療レセプト審査・支払	診療報酬請求内訳書の作成	①生活保護診療報酬請求内訳に関する情報を一覧で確認できること。	-
47	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用）	居宅介護支援事業者向け連絡票の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用） ②被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）は居宅支援事業者ごとに作成できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、下記要件をオプションで追加。 ②連絡票は居宅支援事業者ごとに作成できること。
48	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用）	介護要件の登録	①介護要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・他法情報 ・資格情報（保険者番号、保険者名、被保険者区分、被保険者番号、保険者番号、取得日、喪失日） ・認定情報（認定申請日、申請事由、要介護状態区分、認定日、認定有効開始日、終了日） ・居宅介護支援事業者 ・介護サービス内容 ・介護サービス状況（開始、継続、転帰、中断、修正） ・本人支払額 等 ②介護要件について、最新情報のみでなく履歴管理され一覧参照ができること。 ③以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・介護扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力されている場合 ・同一の受給者に、異なる指定居宅介護支援事業者の介護扶助が登録されている場合 ・支給限度額を超える場合 ・認定情報とサービスの関連チェックにより、利用できないサービスがあった場合	意見照会の結果を踏まえ、下記修正を実施。 「⑥介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を個別に登録を可能とし、自動で金額変更が行えること。」は保護決定・変更の機能となるため、削除。 ①の管理項目「介護保険料」は保護決定・変更の機能となるため、削除。 ①の管理項目に「介護サービス状況（開始、継続、転帰、中断、修正）」、「資格情報（保険者名、保険者番号）」をオプションとして追加。 ③をオプションから必須に変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能は保護開始・保護決定側の機能として整理 ④本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること。 ⑤介護扶助に係る一括処理ができること。 ・本人支払額が発生している世帯には、一括での本人支払額の認定、変更が行えること。 ・指定した条件で抽出し指定した介護扶助を一括で廃止処理及び継続処理ができること。
49	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用）	決定調書の作成		事前意見照会の結果を踏まえ、扶助の決定に係る機能は保護の決定・変更等でしめしているため、他給付券と平仄を合わせ削除する。



#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
50	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用）	連絡票の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者情報連絡表（保険者用）</li> <li>・介護扶助受給者情報連絡表（保険者用）</li> <li>・被保護者異動連絡票（国保連用）</li> <li>・被保護者異動訂正連絡票（国保連用）</li> <li>・適用除外施設入所者情報連絡票</li> </ul> <p>②「被保護者異動連絡票（国保連用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保連用）」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。</p> <p>③下記の情報について、福祉事務所ごと、担当員ごとに一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢要件による介護保険被保険者へ切り替わった対象者</li> <li>・介護単給世帯</li> </ul>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護決定通知書</li> <li>・保護廃止（停止）通知書を削除。</li> </ul> <p>②、③をオプションとして追加。</p>
51	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用）	介護券の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法介護券</li> <li>・介護券連名簿(連名介護券)</li> <li>・生活保護法介護券送付書</li> <li>・介護券受領書</li> </ul> <p>②以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示し、介護券（予定分を含む）を作成しないよう制御が行えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定の有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合</li> <li>・生活保護の受給期間外の介護券を作成しようとした場合</li> <li>・保護の廃止決定を行った場合</li> <li>・受給者が転出、死亡等の場合</li> <li>・生活保護法指定機関外（指定機関の廃止・休止含む）の介護事業所に作成しようとした場合</li> <li>・民法で定める請求期間外の場合</li> </ul> <p>③介護券（介護券連名簿(連名介護券)含む）を随時出力できること（再発行含む）。また、継続分の一括出力が行えること。</p> <p>④廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。</p> <p>⑤返戻の管理ができること。</p> <p>⑥介護機関の名称変更や医療法人化に伴い、介護扶助指定介護機関の登録が廃止、開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した介護機関での発券履歴として管理できること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②、「保護の廃止決定により、発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」、「世帯員の一部が転出、死亡等の場合にも、該当者の発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」を統合し5、6点目をオプションとして追加。</li> <li>③に「（介護券連名簿(連名介護券)含む）」をオプションとして追加。</li> <li>⑤、⑥をオプションとして追加。</li> <li>「廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。」を必須に変更。</li> <li>「有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合」の前に「介護認定の」を追加。</li> <li>⑧、⑨をオプションとして追加</li> <li>①の「介護券連名簿(連名介護券)」、「介護券受領書」についてオプションから必須に変更。</li> <li>⑦「福祉事務所、担当員別、送付書、介護券（サービス種別ごと）ごと」をオプションで追加。居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額を追加。</li> </ul>
				<p>⑦介護券に係る下記の情報について、福祉事務所、担当員別、送付書、介護券（サービス種別ごと）ごとに一覧で確認できること。</p> <p>発行済、発行予定、発行保留、発行件数、介護認定の有効期間切、居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額</p> <p>⑧一括発行前、後に下記チェックした情報を一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合（要支援なのに要介護のサービス券を選択等）</li> <li>・本人支払額が15,000円を超過している場合</li> <li>・施設サービス全体の本人支払額が24,300円を超過している場合</li> <li>・被保険者番号の始まりがHにも関わらず、介護券の券種が併用の場合</li> <li>・被保険者番号の始まりがHではないにも関わらず、介護券の券種が単独の場合</li> <li>・選択している介護事業所が廃止または停止期間中の場合</li> <li>・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合</li> </ul>	
52	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	調査依頼書の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定調査依頼書</li> </ul>	事前意見照会の結果を踏まえ、すべてオプションから必須に変更。
53	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	認定審査依頼書の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定審査・判定依頼書</li> <li>・介護認定審査会結果回答書</li> </ul>	事前意見照会の結果を踏まえ、すべてオプションから必須に変更。
54	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	審査結果の登録	<p>①介護保険被保険者でない被保護者情報について、登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者番号</li> <li>・被保険者番号</li> <li>・認定申請日</li> <li>・申請事由</li> <li>・要介護状態区分</li> <li>・認定日</li> <li>・認定有効開始日</li> <li>・終了日</li> <li>等</li> </ul> <p>②被保護者の認定情報は最新情報のみでなく履歴管理され一覧参照が行えること。</p> <p>③介護受給者番号の自動付番ができること。</p>	事前意見照会の結果を踏まえ、すべてオプションから必須に変更。
55	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	居宅介護支援計画等に係る介護券の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法介護券</li> <li>・介護券連名簿(連名介護券)</li> <li>・生活保護法介護券送付書</li> <li>・介護券受領書</li> <li>・被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）</li> </ul> <p>②以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示し、介護券（予定分を含む）を作成しないよう制御が行えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定の有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合</li> <li>・生活保護の受給期間外の介護券を作成しようとした場合</li> <li>・保護の廃止決定を行った場合</li> <li>・受給者が転出、死亡等の場合</li> <li>・生活保護法指定機関外（指定機関の廃止・休止含む）の介護事業所に作成しようとした場合</li> <li>・民法で定める請求期間外の場合</li> </ul> <p>③介護券（介護券連名簿(連名介護券)含む）を随時出力できること（再発行含む）。また、継続分の一括出力が行えること。</p> <p>④廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。</p> <p>⑤返戻の管理ができること。</p> <p>⑥介護機関の名称変更や医療法人化に伴い、介護扶助指定介護機関の登録が廃止、開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した介護機関での発券履歴として管理できること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②、「保護の廃止決定により、発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」、「世帯員の一部が転出、死亡等の場合にも、該当者の発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」を統合し5、6点目をオプションとして追加。</li> <li>③に「（介護券連名簿(連名介護券)含む）」をオプションとして追加。</li> <li>⑤、⑥をオプションとして追加。</li> <li>「廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。」を必須に変更。</li> <li>「有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合」の前に「介護認定の」を追加。</li> <li>⑧、⑨、⑩をオプションとして追加</li> <li>①の「介護券連名簿(連名介護券)」についてオプションから必須に変更。</li> <li>⑦「福祉事務所、担当員別、送付書、介護券（サービス種別ごと）ごと」をオプションで追加。居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額を追加。</li> </ul>

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				<p>⑦介護券に係る下記の情報について、福祉事務所、担当員別、送付書、介護券（サービス種別ごと）ごとを一覧で確認できること。 発行済、発行予定、発行保留、発行件数、介護認定の有効期間切、居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額</p> <p>⑧一括発行前、後に下記チェックした情報を一覧で確認できること。 ・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合（要支援なのに要介護のサービス券を選択等） ・被保険者番号の始まりがHにも関わらず、介護券の券種が併用の場合 ・被保険者番号の始まりがHではないにも関わらず、介護券の券種が単独の場合 ・選択している介護事業所が廃止または停止期間中の場合 ・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合</p> <p>⑨被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）は居宅支援事業者ごとに作成できること。</p>	
56	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	介護要件の登録	<p>①介護要件に係る情報について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・他法情報 ・資格情報（保険者番号、保険者名、被保険者区分、被保険者番号、保険者番号、取得日、喪失日） ・認定情報（認定申請日、申請事由、要介護状態区分、認定日、認定有効開始日、終了日） ・居宅介護支援事業者 ・介護サービス内容 ・介護サービス状況（開始、継続、転帰、中断、修正） ・本人支払額 等</p> <p>②介護要件について、最新情報のみでなく履歴管理され一覧参照ができること。 ③以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・介護扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力されている場合 ・同一の受給者に、異なる指定居宅介護支援事業者の介護扶助が登録されている場合 ・支給限度額を超える場合 ・認定情報とサービスの関連チェックにより、利用できないサービスがあった場合 ④本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること。 ⑤介護扶助に係る一括処理ができること。 ・本人支払額が発生している世帯には、一括での本人支払額の認定、変更が行えること。 ・指定した条件で抽出し指定した介護扶助を一括で廃止処理及び継続処理ができること。</p>	<p>意見照会の結果を踏まえ、下記修正を実施。 「⑤介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を個別に登録を可能とし、自動で金額変更が行えること。」は保護決定・変更の機能となるため、削除。 ①の管理項目「介護保険料」は保護決定・変更の機能となるため、削除。 ①の管理項目に「介護サービス状況（開始、継続、転帰、中断、修正）」、「資格情報（保険者名、保険者番号）」をオプションとして追加。 ③、④、⑤をオプションから必須に変更。</p>
		介護券の交付（介護保険制度適用外）	介護要件の登録		
57	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）			事前意見照会の結果を踏まえ、扶助の決定に係る機能は保護の決定・変更等でしめしているため、他給付券と平仄を合わせ削除する。
58	生活保護	介護券の交付（介護保険制度適用外）	連絡票の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。 ・被保護者情報連絡表（保険者用） ・介護扶助受給者情報連絡表（保険者用） ・被保護者異動連絡票（国保連用） ・被保護者異動訂正連絡票（国保連用） ・適用除外施設入所者情報連絡票 ②「被保護者異動連絡票（国保連用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保連用）」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。 ③下記の情報について、福祉事務所ごと、担当員ごとを一覧で確認できること。 ・年齢要件による介護保険被保険者へ切り替わった対象者 ・介護単給世帯</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正 ・保護決定通知書 ・保護廃止（停止）通知書を削除。 ②、③をオプションとして追加。</p>

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
59	生活保護	介護券の交付(介護保険制度適用外)	介護券の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法介護券</li> <li>・介護券連名簿(連名介護券)</li> <li>・生活保護法介護券送付書</li> <li>・介護券受領書</li> </ul> <p>②以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示し、介護券(予定分を含む)を作成しないよう制御が行えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定の有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合</li> <li>・生活保護の受給期間外の介護券を作成しようとした場合</li> <li>・保護の廃止決定を行った場合</li> <li>・受給者が転出、死亡等の場合</li> <li>・生活保護法指定機関外(指定機関の廃止・休止含む)の介護事業所に作成しようとした場合</li> <li>・民法で定める請求期間外の場合</li> </ul> <p>③介護券(介護券連名簿(連名介護券)含む)を随時出力できること(再発行含む)。また、継続分の一括出力が行えること。</p> <p>④廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。</p> <p>⑤返戻の管理ができること。</p> <p>⑥介護機関の名称変更や医療法人化に伴い、介護扶助指定介護機関の登録が廃止、開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した介護機関での発券履歴として管理できること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正</p> <p>②、「保護の廃止決定により、発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」、「世帯員の一部が転出、死亡等の場合にも、該当者の発券予定のものを出力しないよう制御が行えること。」を統合し5、6点目をオプションとして追加。</p> <p>③に「(介護券連名簿(連名介護券)含む)」を「介護券受領書」オプションとして追加。</p> <p>⑤、⑥をオプションとして追加。</p> <p>「廃止ケースについて、保護受給期間内の作成が行えること。」を必須に変更。</p> <p>「有効期間が過ぎていて廃止されていない介護券が存在する場合」の前に「介護認定の」を追加。</p> <p>⑧、⑨をオプションとして追加</p> <p>①の「介護券連名簿(連名介護券)」についてオプションから必須に変更。</p> <p>⑦「福祉事務所、担当員別、送付書、介護券(サービス種別ごと)ごと」をオプションで追加。居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額を追加。</p>
				<p>⑦介護券に係る下記の情報について、福祉事務所、担当員別、送付書、介護券(サービス種別ごと)ごとを一覧で確認できること</p> <p>発行済、発行予定、発行保留、発行件数、介護認定の有効期間切、居宅介護支援事業所、各入所施設、介護認定状況、本人支払額</p> <p>⑧一括発行前、後に下記チェックした情報を一覧で確認できること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合(要支援なのに要介護のサービス券を選択等)</li> <li>・本人支払額が15,000円を超過している場合</li> <li>・施設サービス全体の本人支払額が24,300円を超過している場合</li> <li>・被保険者番号の始まりがHにも関わらず、介護券の券種が併用の場合</li> <li>・被保険者番号の始まりがHではないにも関わらず、介護券の券種が単独の場合</li> <li>・選択している介護事業所が廃止または休止期間中の場合</li> <li>・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合</li> </ul> <p>⑨他法登録した他法要件の保有資格を自動で反映させるように制御できること。</p>	
60	生活保護	福祉用具券、住宅改修等の給付申請	領収書(福祉用具等)の作成	<p>①領収書(福祉用具等)発行ができること。</p> <p>②以下の情報について一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用集計表(債主別明細)</li> </ul>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②以下の情報について一覧で確認できること。</li> <li>・費用集計表(債主別明細)</li> </ul>
61	生活保護	福祉用具券、住宅改修等の給付申請	領収書(福祉用具等)の登録	<p>①領収書(福祉用具等)の登録・修正・削除・照会が可能であること。</p> <p>その際以下の項目の管理が可能であること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員番号</li> <li>・世帯員氏名</li> <li>・給付状況</li> <li>・関係機関</li> <li>・種類</li> <li>・数量</li> <li>・単価</li> <li>・介護保険の要介護度</li> <li>・被保険者番号</li> <li>・介護保険開始日</li> <li>・介護保険終了日</li> </ul> <p>等</p> <p>②領収書(福祉用具等)を再発行できること。</p> <p>③領収書(福祉用具等)を一括で発行できること。</p> <p>④領収書(福祉用具等)について一覧で確認できること。</p>	-
62	生活保護	介護扶助指定介護機関の指定	新規・廃止・変更登録	<p>①介護扶助指定介護機関を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護機関情報(名称+所在地+電話番号+FA X番号)</li> <li>・介護機関コード</li> <li>・指定年月日</li> <li>・廃止年月日</li> <li>・変更年月日</li> <li>・休止年月日</li> <li>・再開年月日</li> <li>・介護保険指定日</li> <li>・有効期限日</li> <li>・介護サービス</li> <li>・開設者</li> <li>・開設者住所</li> <li>・備考</li> <li>・振込先口座</li> <li>・登録事由</li> </ul> <p>等</p> <p>②以下について一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止・休止となった介護機関に介護券が発券されている被保護者情報</li> <li>・廃止・休止となった介護機関に支給先が登録されている被保護者・該当機関情報</li> <li>・指定介護機関情報</li> </ul>	<p>都道府県、政令市、中核市以外の自治体の介護扶助指定介護機関のマスタ管理機能については共通機能として整理いたします</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、管理項目に対し以下の対応を実施</p> <p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護機関情報⇒指定介護機関情報(名称+所在地+電話番号+FA X番号)</li> </ul> <p>【オプションとして追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護機関コード</li> <li>・休止年月日</li> <li>・再開年月日</li> <li>・介護保険指定日</li> <li>・有効期限日</li> <li>・介護サービス</li> <li>・開設者</li> <li>・開設者住所</li> <li>・備考</li> <li>・振込先口座</li> </ul> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②以下について一覧で確認できること。</li> <li>・廃止・休止となった介護機関に介護券が発券されている被保護者情報</li> <li>・廃止・休止となった介護機関に支給先が登録されている被保護者・該当機関情報</li> <li>・指定介護機関情報</li> </ul>



#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第4回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
63	生活保護	介護扶助指定介護機関の指定	指定業務通知書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・指定業務通知書 ②以下について一覧で確認できること。 ・登録事由毎の介護機関情報	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加。 ・②以下について一覧で確認できること。 ・登録事由毎の介護機関情報
64	生活保護	介護レセプト審査・支払	介護レセプトデータ取込	①国保連から送られてきたデータの取込ができること。	
65	生活保護	介護レセプト審査・支払	介護資格審査突合	①国保連データを取込み、介護券発行履歴データと突合を行い資格審査できること。 ②突合エラーとなった請求について、エラー事由別一覧で確認できること。 ③エラーとなった国保連請求情報の修正処理ができること。 ④国保連請求情報、介護券発行状況について一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更 ・④国保連請求情報、介護券発行状況について一覧で確認できること。
66	生活保護	介護レセプト審査・支払	突合結果の確認・修正	①国保連データと生活保護システムデータの突合エラーで発生した金額の不一致、エラー内容を修正できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正 ・①レセプト管理システムデータと生活保護システムデータの突合エラーで発生した金額の不一致を修正できること。 ↓ ・①国保連データと生活保護システムデータの突合エラーで発生した金額の不一致、エラー内容を修正できること。
67	生活保護	介護レセプト審査・支払	介護資格審査突合結果一覧表の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・介護給付費公費受給者別一覧表 ②以下の情報について一覧で確認できること。 ・介護資格審査突合結果情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業公費受給者別一覧 ・介護機関コード非該当 ・介護費保険者番号非該当 ・介護受給者番号非該当 ・介護券未発行請求 ・介護券発券済未請求 ・高額介護サービス費疑義請求 ・特定施設入所サービス費疑義請求 ・介護非指定サービス種類請求 ・介護本人支払額エラー請求	事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加、文言修正。 ・②介護資格審査突合結果情報について、一覧で確認できること。 ↓ ・②以下の情報について一覧で確認できること。 ・介護資格審査突合結果情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業公費受給者別一覧 ・介護機関コード非該当 ・介護費保険者番号非該当 ・介護受給者番号非該当 ・介護券未発行請求 ・介護券発券済未請求 ・高額介護サービス費疑義請求 ・特定施設入所サービス費疑義請求 ・介護非指定サービス種類請求 ・介護本人支払額エラー請求